



日本を世界一豊かに。
その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

平成29年10月10日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごホテルリート投資法人
代表者名 執行役員 宮下 修
(コード番号 3463) www.ichigo-hotel.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名 代表執行役社長 織井 渉
問合せ先 執行役管理本部長 田實 裕人
(電話番号 03-3502-4892)

資産運用会社における社内規程（運用ガイドライン）の一部変更 （自己投資口の取得および消却に関する規定の追加）のお知らせ

いちごホテルリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社（以下、「本資産運用会社」という。）は、本日、運用ガイドラインの一部を変更することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 運用ガイドライン変更の理由

本投資法人においては、2015年11月の上場以降、外部成長および戦略的CAPEX（資本的支出）の実施等の内部成長を通じて、1口当たりの純資産、純利益および分配金を向上し、投資主価値の最大化を目指した運用を行っております。今後とも、こうした取組みを継続する一方、Jリート市場の環境や、本投資法人の投資口価格の動向等に鑑み、資本政策の一環として自己投資口の取得および消却を行うことは、中長期的な投資主価値の向上に資する一つの手段であると考えております。従いまして、本資産運用会社は、自己投資口の取得に係る本投資法人の規約第8条第2項に基づき、本資産運用会社の運用ガイドラインにおいて、自己投資口の取得および消却に関する規定を追加することといたしました。

本件運用ガイドラインの規定追加については、財務方針に関する変更として、関東財務局に臨時報告書を提出いたします。

なお、本件運用ガイドラインの規定追加に併せ、本投資法人は本日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という。）第80条の5に基づく、自己投資口の取得を決定いたしました。本投資法人の投資口価格の水準、手元資金をはじめとする財務状況、マーケット環境等を総合的に勘案し、自己投資口の取得および消却を行い、1口当たりの純資産、純利益および分配金を向上することが投資主価値の最大化につながるという判断に基づいております。

詳細については、本日付発表の「自己投資口取得に係る事項の決定のお知らせ」および「2017年10月10日付で公表した取組みに関する補足資料」をご参照下さい。

2. 運用ガイドライン変更日

2017年10月10日

3. 運用ガイドラインの変更内容

運用ガイドラインの変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行運用ガイドライン	変更後
第13条 (財務方針) 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略) 5. <u>(新設)</u>	第13条 (財務方針) 1. (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり) 5. <u>自己投資口の取得及び消却については、下記の基本方針に従って実施する。</u> (1) <u>資本効率の向上及び投資主還元強化の観点から、財務、資本政策の一環として自己投資口の取得及び消却を行うことも検討する。</u> (2) <u>自己投資口の取得及び消却の検討にあたっては、中長期的な投資主価値の向上の観点から、財務状況、金融市場の状況等を慎重に見極めた上で、可否を判断するものとする。</u>

4. 自己投資口の取得および取得後の手続きについて

本投資法人は、本日付で、投信法の定めに基づき、役員会において自己投資口取得に係る事項(取得する投資口の口数、投資口の取得と引換えに交付する金銭の総額、取得期間、取得方法等)について具体的な決定を行いました。詳細は本日付発表の「自己投資口取得に係る事項の決定のお知らせ」および「2017年10月10日付で公表した取組みに関する補足資料」をご参照ください。また、取得終了時には、取得結果について開示を行うものとします。

なお、自己投資口の取得に係る決定は、未公表の重要事実(金融商品取引法第167条第2項第9号から第14号に定める事実を意味します。)がないことを確認のうえ、行うものとします。

本投資法人は、取得した自己投資口について、投信法の定めに基づき、役員会の決議により相当の時期に消却いたします。

5. 今後の見通し

本件運用ガイドラインの規定の追加による本投資法人の業績への影響はありません。

以上